

鹿児島県労働委員会年報

令和3年版
(令和3年1月～12月)



鹿児島県労働委員会

目 次

第 1 章 労働委員会による調整・審査	1
第 1 節 労働争議の調整	1
1 概 況	1
2 調整事件	4
3 労働争議の実情調査	6
4 争議行為予告通知	7
第 2 節 個別労働関係紛争のあっせん	10
1 概 況	10
2 個別労働関係紛争あっせん事件	12
第 3 節 不当労働行為事件の審査	13
1 概 況	13
2 審査事件	16
(1) 令和元年(不)第 1 号事件	16
(2) 令和 2 年(不)第 1 号事件	16
第 4 節 行政訴訟事件	17
第 5 節 再審査事件	17
第 6 節 資格審査	17
1 概 況	17
2 資格審査一覧表	17
3 資格審査取扱状況	18
第 7 節 認定告示	18
第 2 章 労働委員会活性化のための取組（令和 3 年度）	19
I 労働委員会制度の認知度を高めるための方策	19
1 委員による「労使間のトラブルに関する相談会」の開催	19
2 周知月間を中心とした制度・相談会等の周知広報	20
3 委員による出前講座	22
II 委員及び事務局職員の資質の維持・向上を図るための方策	24
III 迅速・的確な審査手続きを充実させるための方策	25

第1章 労働委員会による調整・審査

第1節 労働争議の調整

1 概 況

- (1) 令和3年に係属した調整事件は1件である。
- (2) 調整事件の調整事項はあっせん（第2表）で、開始事由は組合からの申請である（第3表）。
- (3) 調整事項は、労働協約である（第4表）。
- (4) 業種別では、運輸業・郵便業である（第5表）。
- (5) 終結状況としては、解決（あっせん案提示による解決）である（第6表）。
- (6) 調整に要した所要日数は、58日である（第7表）。

第1表 令和3年調整事件取扱一覧

事件名 (通番)	調整 区分	組合 員数	申請 区分	調整事項	終結 事由	調 整 経 過		所要 日数	調整 回数	あっせん員
		----- 従業員数				年月日	事 項			
令和3年 (あ)第1号 事件(551)	あっ せん	444	労	労働協約に おける賃金 控除	解決	3. 10.14	あっせん申請 事務局調査 (申請者)	58	1	公:長野 労:東 使:上野
						10.19	あっせん員指名			
						11.1	事務局調査 (被申請者)			
		約 1,200				12.1	あっせん(あっ せん案提示)			
						12.14	あっせん案受諾 (被申請者)			
						12.15	あっせん案受諾 (申請者)			

第2表 調整区分別件数（新規申請分）

調整区分 \ 年	29年	30年	元年	2年	3年
あっせん	1	1			1
調 停					
仲 裁					
計	1	1	0	0	1

第3表 調整開始事由別件数（新規申請分）

調整区分 \ 年	29年	30年	元年	2年	3年
組 合 申 請	1	1			1
使用 者 申 請					
双 方 申 請					
計	1	1	0	0	1

第4表 調整事項別件数（新規申請分）

調整事項 \ 年	29年	30年	元年	2年	3年
組合承認・組合活動					
労働協約・効力・解釈履行					1
賃金等	賃 金 増 額				
	一 時 金				
	諸 手 当				
	退 職 一 時 金				
	そ の 他				
計					
給与以外の労働条件					
経営人事	事業所廃止・事業縮小				
	配 置 転 換				
	解 雇				
	そ の 他				
計					
団体交渉促進等	1	1			
そ の 他					
合 計	1	1	0	0	1

第5表 業種別件数（新規申請分）

業種 年	建設業	製造業			情報通信業 その他	運輸業・郵便業					卸売業・小売業	金融業・保険業	教育・学習支援業	医療・福祉	複合サービス事業	サービス業	公務	その他	計
		食料品製造業	印刷・関連業	化学工業		鉄道業	道路旅客運送業	道路貨物運送業	水運業	その他									
29年																	1		1
30年										1									1
元年																			0
2年																			0
3年										1									1

第6表 調整の終結状況

年 調整区分 終結様態	29年			30年			元年			2年			3年			計
	あ っ せ ん	調 停	仲 裁	あ っ せ ん	調 停	仲 裁	あ っ せ ん	調 停	仲 裁	あ っ せ ん	調 停	仲 裁	あ っ せ ん	調 停	仲 裁	
不開始 (規65-2)																
取下げ																
うちあっせん 員指名前																
解 決	案提示 解決														1	1
	自主 解決	1														1
	計	1													1	2
打切り・調停不調				1												1
合計	1			1											1	3
翌年繰越																

第7表 調整の所要日数

区 分	29年	30年	元 年	2 年	3 年
平 均	197	97	—	—	58
最 長	197	97	—	—	58
最 短	197	97	—	—	58

(注) 所要日数は、あっせん員（調停委員）指名から事件終結までの日数である。

2 調整事件

○ 令和3年(あ)第1号事件

- 1 通 番 551号
- 2 申請年月日 令和3年10月14日
- 3 申請者 X組合
- 4 被申請者 Y株式会社
- 5 業 種 運輸業・郵便業
- 6 あっせん員 (公) 長野 信弘 (労) 東 健一郎 (使) 上野 総一郎
- 7 調整事項 労働協約における賃金控除

8 申請に至るまでの経過

- (1) 令和3年9月27日、組合から会社にチェック・オフに係る変更申請書「組合費控除願い」を提出。
- (2) 同年9月29日、会社から組合に対し、変更申請書「組合費控除願い」に組合員本人の署名・捺印を添付するよう口頭（電話）で依頼。
- (3) 同日組合は、会社からの上記依頼に対し、組合の最高決議機関での決定事項であり提出はできない旨を回答。
- (4) 同年9月30日、会社から組合に対して、再度、上記内容（署名・捺印の添付）を口頭（電話）で依頼。
- (5) 同日組合は、会社からの依頼に対し、上記と同様（提出はできない旨）の回答。
- (6) 同日会社は、組合の要請「組合費控除変更願い」に対する回答書を組合に提出。
- (7) 同年10月1日、会社からの回答書に対し、組合は、緊急執行委員会を開催し、労働協約通りチェック・オフを実施するよう確認、併せて対象者本人の署名・捺印には応じられないことを確認。
- (8) 同日組合は、会社において小委員会での交渉後に会社と話し合いを行い、会社からの回答に対する回答書と団体交渉の申入書を会社に提出。話し合いの中で会社は、チェック・オフにおいて本人同意が必要とする判例、及び本人の同意を得るための様式を提示。
- (9) 同年10月8日、労使協議（団体交渉）を行ったが、組合は、会社が歩み寄ることはないことを確認、不調に終わったことから、会社に対して県労委へあっせんを求める旨を伝えた。会社は、本人の署名・捺印の添付が必要との主張。組合が県労委へのあっせん申請を行うことについて、特に異議等はなかった。
- (10) 同年10月14日、組合が県労委へあっせんで申請。

9 申請後の経過

- (1) 令和3年10月14日、申請書受付（受付時に申請者（組合）に対する事前調査を実施）
- (2) 同年10月19日、あっせん員指名。
- (3) 同年10月20日、労使双方にあっせん開始を通知。
- (4) 同年11月1日、被申請者（使用者）の事前調査を実施。被申請者（使用者）があっせんを受けようとする意思を表明。
- (5) 同年12月1日、あっせん開催、労使双方の事情聴取を行った後、あっせん員は慎重に協議を重ねた結果、労使双方の主張に隔たりが大きく、再度、あっせん期日を設けても妥協点を見出すことは困難、自主的な解決を目指すことが必要との結論に至り、労使双方が共通の認識を持ち、その上で問題解決の協議を行うこと等について、あっせん案を作成・提示し、あっせん案に対する諾否の回答書を12月15日までに提出してもらうこととした。
被申請者（使用者）からは12月14日に、申請者（組合）からは12月15日にあっせん案を受諾する旨の回答書を受領し、これにより令和3年12月15日付けで本件あっせんは解決により終了した。

3 労働争議の実情調査

労働委員会の調整機能を十分に発揮するためには、労働争議の実情を正確に把握し、調整開始の際に適切かつ迅速に対処できるようにすることが必要である。

このため、労働争議が発生したとき又は発生のおそれがあるときは、必要に応じ、争議の内容、会社の経営状況などについて実情を調査するものである。

令和3年中の実情調査件数は3件で、すべて公益事業の争議行為予告通知に伴うものであった。

第8表 令和3年実情調査一覧

番号	調査対象者	組合員数 従業員数	業種	調査事項	調査開始月日 調査終了月日	備考
1	鹿児島県医療労働組合 連合会	約1,750 ----- —	医療業	賃上げ及び一時 金等	2.24 ----- 3.31	争議行為予告
2	日本私鉄労働組合総連 合会	約1,050 ----- —	陸上旅客運送 業	賃金引き上げ要 求等	3.8 ----- 3.24	争議行為予告 (中労委受付 分春闘関係)
3	鹿児島県医療労働組合 連合会	約1,750 ----- —	医療業	年末一時金及び 手当改善の獲得 等	10.21 ----- 11.29	争議行為予告

4 争議行為予告通知

労働関係調整法第37条の規定に基づく公益事業の争議行為予告通知のうち、本県に係る通知は36件である(第9表)。このうち本県労委経由又は受付分は、2件である。

第9表 令和3年争議行為予告通知一覧

番号	通知先	通 知 者		争 議 事 項	受付 月日	争議行為実施予定	
		名 称	所在地			月日	場 所
1	中労委	国鉄労働組合	東 京	2021年4月1日以降の賃金引き上げに関する要求	2.12	2.25 以降	沖縄県を除く 全国
2	中労委	日本航空ユニオン	東 京	2021年度賃上げ等	2.19	3.9 以降	鹿児島県ほか 23都道府県
3	中労委	全日本建設交運一般労働組合	東 京	2021年春闘等	2.22	3.5 以降	鹿児島県ほか 32都道府県
4	中労委	全日本建設交運一般労働組合全国鉄道本部	東 京	賃金引き上げ等	2.22	3.11 以降	沖縄県を除く 全国
5	鹿児島県労委	鹿児島県医療労働組合連合会	鹿児島	賃上げ、労働条件の改善等	2.24	3.11 以降	鹿児島県
6	中労委	日本航空(株)	東 京	日本航空ユニオンが行う争議行為に対抗	2.24	3.11 以降	鹿児島県ほか 23都道府県
7	中労委	全日本赤十字労働組合連合会	東 京	賃金表の改善等	2.26	3.11 以降	鹿児島県ほか 27都道府県
8	中労委	全国電力関連産業労働組合総連合	東 京	2021春季生活闘争	3.1	3.12 以降	全国
9	中労委	エヌ・ティ・ティ労働組合	東 京	賃金改善等	3.1	3.15 以降	全国
10	中労委	全日本港湾労働組合	東 京	賃金引き上げ等	3.1	3.12 以降	鹿児島県ほか 34都道府県
11	中労委	全国港湾労働組合連合会	東 京	労働条件及び産別協定の改定等	3.2	3.13 以降	鹿児島県ほか 38都道府県
12	中労委	日本航空全キャビンクルーユニオン	東 京	2021年春闘要求	3.3	3.19 以降	鹿児島県ほか 23都道府県
13	中労委	全日本運輸産業労働組合連合会	東 京	賃金引き上げ等	3.4	3.19 以降	全国
14	中労委	日本航空(株)	東 京	日本航空キャビンクルーユニオンが行う争議行為に対抗	3.4	3.19 以降	鹿児島県ほか 23都道府県
15	中労委	日本私鉄労働組合総連合会	東 京	賃金、臨時給、産別最低賃金引き上げ等	3.8	3.19 以降	全国
16	中労委	日航航空ユニオン	東 京	2021年度夏期一時金等	5.14	6.2 以降	鹿児島県ほか 23都道府県

番号	通知先	通 知 者		争 議 事 項	受付 月日	争議行為実施予定	
		名 称	所在地			月日	場 所
17	中労委	日本航空(株)	東 京	日本航空ユニオン が行う争議行為に 対抗	5.17	6.2 以降	鹿児島県ほか 23都道府県
18	中労委	全国港湾労働組合 連合会	東 京	労働条件及び産別 協定の改定等	5.21	6.1 以降	鹿児島県ほか 38都道府県
19	中労委	全日本運輸産業労働 組合連合会	東 京	夏季一時金等	5.28	6.1 以降	鹿児島県ほか 38都道府県
20	中労委	日本航空キャビンク ルーユニオン	東 京	夏期一時金等	5.31	6.18 以降	鹿児島県ほか 23都道府県
21	中労委	日本航空(株)	東 京	日本航空キャビン クルーユニオンが 行う争議行為に対 抗	6.2	6.18 以降	鹿児島県ほか 23都道府県
22	中労委 (福岡県労委)	全日本港湾労働組合 九州地方本部	福 岡	夏季一時金等	6.11	6.24 以降	鹿児島県ほか 2 県
23	中労委	全国港湾労働組合連 合会	東 京	労使協定違反及び 産別諸協定の履行 等について	7.28	8.8 以降	鹿児島県ほか 38都道府県
24	中労委	日本航空乗員組合	東 京	既成乗員施策に関 する緊急要求	9.28	10.15 以降	鹿児島県ほか 24都道府県
25	中労委	日本航空(株)	東 京	日本航空乗員組合 が行う争議行為に 対抗	9.29	10.15 以降	鹿児島県ほか 24都道府県
26	中労委	全日本建設交運一般 労働組合	東 京	2021年冬季一時金 闘争	10.13	10.28 以降	鹿児島県ほか 32都道府県
27	鹿児島県労委	鹿児島県医療労働組 合連合会	鹿 児 島	一時金、労働条 件の改善等	10.20	11.5 以降	鹿児島県
28	中労委	全日本赤十字労働組 合連合会	東 京	賃金表の改善等	10.22	11.5 以降	鹿児島県ほか 27都道府県
29	中労委	日本航空キャビンク ルーユニオン	東 京	年末要求	10.26	11.19 以降	鹿児島県ほか 23都道府県
30	中労委	日本航空(株)	東 京	日本航空キャビン クルーユニオンが 行う争議行為に対 抗	10.28	11.19 以降	鹿児島県ほか 23都道府県
31	中労委	全日本運輸産業労働 組合連合会	東 京	年末一時金闘争等	10.29	11.11 以降	鹿児島県ほか 46都道府県
32	中労委 (福岡県労委)	全日本港湾労働組合 九州地方本部	福 岡	冬季一時金要求等	11.2	11.23 以降	鹿児島県ほか 2 県
33	中労委	日本航空ユニオン	東 京	2021年年末一時金 等	11.4	11.19 以降	鹿児島県ほか 23都道府県
34	中労委	全日本国立医療労働 組合	東 京	2021年全医労賃金 ・労働条件改善要 求	11.5	11.25 以降	鹿児島県ほか 46都道府県

番号	通知先	通知者		争議事項	受付 月日	争議行為実施予定	
		名称	所在地			月日	場所
35	中労委	日本航空(株)	東京	日本航空ユニオン が行う争議行為に 対抗	11. 8	11. 19 以降	鹿児島県ほか 23都道府県
36	中労委	日本私鉄労働組合総 連合会	東京	2021年秋季年末闘 争	11. 9	11. 23 以降	全国

第2節 個別労働関係紛争のあっせん

1 概 況

- (1) 個別労働関係紛争のあっせんの令和3年の新規申請は2件で、すべて労働者からの申請である(第1表)。
 (2) あっせん事項は、経営・人事に関するもの1件、賃金等に関するもの2件である(第2表)。
 (3) 業種別は、教育・学習支援業1件、生活関連サービス業・娯楽業1件である(第3表)。
 (4) 終結状況は、打切り2件である(第4表)。

第1表 あっせん開始事由別件数（新規申請分）

区分 \ 年	20年	30年	元年	2年	3年
労働者申請	3	9	3		2
使用者申請					
双方申請					
計	3	9	3	0	2

第2表 あっせん事項別件数（新規申請分）

内容 \ 年	29年	30年	元年	2年	3年	
経営・人事	解雇	2	2	2		1
	配置転換, 出向・転籍		3			
	懲戒処分	2	1			
	退職		2	1		
	その他		2			
	計	4	10	3	0	1
賃金等	賃金未払い		3	1		
	賃金減額					
	一時金					
	退職一時金					
	解雇手当					
	その他					2
計	0	3	1	0	2	
労働条件等		3				
職場の人間関係	1	3	1			
その他		1				
合計	5	20	5	0	3	

(注) 申請のあった事項のすべてについて計上してあるので、事件数とは一致しない。

第3表 産業別件数（新規申請分）

業種 年	建設業	製造業	水道業 電気・ガス・熱供給・	情報通信業	運輸業・郵便業	卸売業・小売業	金融業・保険業	不動産業・物品賃貸業	医療・福祉	教育・学習支援業	技術サービス業 学術研究・専門・	宿泊業・飲食 サービス業	生活関連サービス 業・娯楽業	分類されないもの （他に） サービス業	公務	計
	29年		1							1		1				
30年			1				1		2				3		2	9
元年						1				1					1	3
2年																0
3年										1			1			2

第4表 あっせんの終結状況

終結態様		年	29年	30年	元年	2年	3年
不開始							
取下げ (解決を除く)			1				
うちあっせん 員指名前							
解決	案提示解決		2	3			
	自主解決			1			
	計		2	4			
打切り				5	3		2
合計			3	9	3	0	2
翌年繰越			0	0	0	0	0

(注) ()は前年からの繰越で外書き。

2 個別労働関係紛争あっせん事件

事件名 (通番)	職 区分	業 種	調整事項	調整内容	調整経過		あっせん員
					申請日	終結日	
令和3年(個)第1号(84)	労	生活関連サービス業・娯楽業	契約解除を撤回し、2回目の雇用契約の更新を求める。	被申請者から、申請者の主張との乖離があっせんに参加することにより歩み寄ることは難しいと判断し、あっせんには参加しない旨の意向が示され、7月26日に文書回答。 これを受け、同日にあっせん員の協議を行い、「不応諾」の回答をもって、あっせんに「打切り」により終結することを決定	申請日	R3. 6. 23	(公)北崎 (労)東 (使)上野
					終結日	R3. 7. 26	
					所要日数	34	
					あっせん回数	0	
					終結区分	打切り	
令和3年(個)第2号(85)	労	教育・学習支援業	雇用条件通知書に記載の内容と実際に支給された賞与額に齟齬があるので記載どおりの支払いを求める。	被申請者から、申請者の主張との乖離があっせんに参加することにより歩み寄ることは難しいと判断し、あっせんには参加しない旨の意向が示され、8月17日に文書回答。 これを受け、同月19日にあっせん員の協議を行い、「不応諾」の回答をもって、あっせんに「打切り」により終結することを決定	申請日	R3. 7. 19	(公)長野 (労)木佐貫 (使)水淵
					終結日	R3. 8. 19	
					所要日数	32	
					あっせん回数	0	
					終結区分	打切り	

(注) 所要日数は申請日から終結までの日数である。(不開始及び取り下げは除く。)

第3節 不当労働行為事件の審査

1 概 況

令和3年の不当労働行為の救済申立てはなかった。

第1表 事件取扱状況

(件数)

区分 年次	係属件数			取 下 げ			命 令			次年 繰越
	前年 繰越	新規 申立	係属 計	組合 都合	無関与 和解	関与 和解	救済	棄却	却下	
29年	0	0	0							0
30年	0	0	0							0
元年	0	1	1							1
2年	1	1	2							2
3年	2	0	2							2

第2表 救済内容別申立件数

区分 年次	労 組 法 第 7 条									計
	1号	2号	3号	1・2号	1・3号	2・3号	1・2・3号	1・4号	1・3・4号	
29年										0
30年										0
元年							1			1
2年							1			1
3年										0

(注) 1号 …… 不利益取扱
 2号 …… 団体交渉の拒否
 3号 …… 支配介入
 4号 …… 1号から3号までの旨を申し立てたことに対する不利益取扱

第3表 申立人別申立件数

区分 年次	鹿 児 島 県				全 国 申立件数
	申立件数	申 立 人 別			
		組 合	個 人	組 合・個人	
29年	0				300
30年	0				298
元年	1	1			245
2年	1	1			280
3年	0				

第4表 申立関係企業内の組合組織状況

区分 年次	組合が1つだけの企業	組合が2つ以上の企業	計
29年			0
30年			0
元年		1	1
2年		1	1
3年			0

第5表 業種別申立件数

業種 年	建設業	製 造 業				情報通信業	運輸業・郵便業					卸売業・小売業	金融業・保険業	教育・学習支援業	医療・福祉	複合サービス事業	サービス業	地方公務	その他	計	
		食料品製造業	印刷・関連業	化学工業	その他		鉄道業	道路旅客運送業	道路貨物運送業	水運業	その他										
29年																					0
30年																					0
元年																					1
2年																				1	1
3年																					0

第6表 平均処理日数

年次	区分	総平均	命令・決定	取下・和解
29年				—
30年				—
元年				—
2年				—
3年				—

※ 労働組合法第27条の18の規定に基づき、「審査の期間の目標は、1年」としている。
(平成24年7月改定)

2 審査事件

(1) 令和元年（不）第1号事件

申立年月日	令和元年8月2日		
申立人	X組合		
被申立人	Y（運輸業，郵便業）		
申立条項	労働組合法第7条 第1号，第2号及び第3号		
救済を 求める事項	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員に対する不利益取扱いを止めること ・団体交渉に速やかに応じること ・未払い賃金，人権侵害及び職業差別について ・嘱託職員を正規職採用又は無期限雇用に転換させること ・個別の組合員への接触・恫喝を行わないこと ・事実上の解雇予告を撤回し，雇用期間満了を理由とした雇用契約打ち切りを行わないこと 		
担当委員	審査委員長 采女委員，審査委員 新納委員 参与委員（労働者側） 下町委員，村屋委員 同（使用者側） 濱上委員，水淵委員		
審査状況	調査7回，審問0回		
終結日	係属中	終結区分(処理日数)	—

(2) 令和2年（不）第1号事件

申立年月日	令和2年6月11日		
申立人	X1組合連合会，X2組合，X3組合		
被申立人	Y（地方公共団体）		
申立条項	労働組合法第7条 第1号，第2号及び第3号		
救済を 求める事項	<ul style="list-style-type: none"> ・誠実な団体交渉応諾 ・労働協約の遵守，協約未締結のまま勤務労働条件の変更を行わないこと ・労働協約を締結せずに行った違法な降給処分の取消し ・組合活動への批判等の行為を陳謝し，今後同様の行為を行わないこと ・X3組合執行委員長に対する辞令撤回 ・不当労働行為を繰り返さない旨の誓約書の掲示 		
担当委員	審査委員長 采女委員，審査委員 田中委員 参与委員（労働者側） 下町委員，海蔵委員 同（使用者側） 米盛委員，柳田委員		
審査状況	調査7回，審問3回		
終結日	係属中	終結区分(処理日数)	—

第4節 行政訴訟事件

令和3年は、係属事件がなかった。

第5節 再審査事件

令和3年は、係属事件がなかった。

第6節 資格審査

1 概況

- (1) 令和3年は、前年からの繰越が4件、新規の組合資格審査申請が1件であった。
- (2) 新規申請分を申請理由別にみると、法人登記関係が1件であった。
- (3) 処理状況については、5件（不当労働行為救済申立関係4件、法人登記関係1件）を翌年へ繰り越した。

2 資格審査一覧表

年番号	申請組合名	組合員数	申請理由	申請年月日	終結年月日	備考
元年1	X 1 組合	9	不当労働行為救済申立	R元. 8. 2		翌年へ繰越
2年3	X 2 組合連合会	554	不当労働行為救済申立	R 2. 6. 22		翌年へ繰越
2年4	X 3 組合	28	不当労働行為救済申立	R 2. 6. 11		翌年へ繰越
2年5	X 4 組合	21	不当労働行為救済申立	R 2. 6. 11		翌年へ繰越

年番号	申請組合名	組合員数	申請理由	申請年月日	終結年月日	備考
3年1	X5組合	2	法人登記	R3.7.1		翌年へ繰越

3 資格審査取扱状況

区分 年次	取扱件数	申請理由別(新規)				終結態様別				
		法人登記	救済申立	労働者供給事業	許可申請 労働者委員推薦	適法決定	不適法決定	取下げ	打切り	翌年繰越
29	2				2	2				
30	2				2	2				
元年	1		1							1
2年	6		3		2	2				4
3年	5	1								5

第7節 認定告示

地方公営企業の職員の非組合員の範囲の認定・告示について、令和3年は、申出がなかった。

第2章 労働委員会活性化のための取組（令和3年度）

平成21年11月に全国労働委員会連絡協議会に設置された「労働委員会活性化のための検討委員会」において、平成22年から24年に第1次～第3次の報告書が出されたことを受け、本県労働委員会では、委員による「労使間のトラブルに関する相談会」（定期・周知月間等）や「出前講座」などを開催するとともに、労働委員会制度の周知広報、委員及び事務局職員の資質向上を図るための研修等にも取り組んでいる。

また、迅速・的確な審査手続を行うため、平成24年7月1日から審査の期間の目標を1年6月から1年に短縮し、迅速な解決に努めている。

令和3年度における主な取組は、以下のとおりである。

I 労働委員会制度の認知度を高めるための方策

1 委員による「労使間のトラブルに関する相談会」の開催

(1) 定期相談会

毎月第4火曜日（原則）の午後2時30分から5時まで、県庁労働委員会において相談会を開催した。また、来庁できない方のために電話相談も実施した。（継続）

日 時	相談件数	日 時	相談件数	日 時	相談件数
4月27日(火)	0件(0)	8月24日(火)	中止	12月21日(火)	2件(2)
5月25日(火)	0件(0)	9月28日(火)	1件(1)	1月25日(火)	0件(0)
6月22日(火)	2件(2)	10月26日(火)	1件(1)	2月22日(火)	3件(3)
7月27日(火)	3件(3)	11月24日(水)	3件(0)	3月22日(火)	1件(1)
				合 計	16件(13)

※（ ）書きは電話相談で内書き。

(2) 個別労働関係紛争処理制度に係る周知月間(10月)における相談会

定期相談会（10月26日）のほか、合同相談会と休日相談会を開催した。（継続）

なお、合同相談会(10月5日)は、労働局、県社会保険労務士会、県雇用労政課と合同で県庁で開催した。

日 時	場 所	相談件数
10月5日(火)10:00～16:00	県庁労働委員会	3件
同月17日(日)10:00～16:00	県庁労働委員会	5件
同月26日(火)14:30～17:00	県庁労働委員会	※ 定期相談会参照

(3) 周知月間以外の休日相談会

下記の日程等で開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から開催を中止した。

- ・ 日時：8月29日(日) 10:00～16:00
- ・ 場所：県庁労働委員会

《参考》 個別労働関係紛争に係る相談

・令和3年度月別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事務局対応	5	8	17	11	9	15	12	11	6	5	10	11	120
委員相談会 (うち電話相談)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	3 (3)	0 (0)	1 (1)	9 (6)	3 (0)	2 (2)	0 (0)	3 (3)	1 (1)	24 (18)
累計	5	13	32	46	55	71	92	106	114	119	132	144	144

・相談内容別件数 (令和4年3月31日現在)

相談内容	年 度					計
	29	30	元	2	3	
経営又は人事	58	64	38	51	31	242
賃金等	31	26	23	16	21	117
労働条件等	20	15	26	14	23	98
職場の人間関係	41	21	38	22	37	159
その他	5	6	7	14	32	64
合計	155	132	132	117	144	680
うち委員による相談会	37	41	23	16	24	141

※ 相談内容は主なもので計上

※ 平成23年5月から定期相談会開始

(相談内容の分類)

経営又は人事	解雇，配置転換・出向・転籍，復職，懲戒処分，退職，勤務延長・再雇用，その他経営又は人事
賃金等	賃金未払，賃金増額，賃金減額，一時金，退職一時金，解雇手当，休業手当，諸手当，その他賃金，年金
労働条件等	労働契約，労働時間，休日・休暇，年次有給休暇，育児休業・介護休業，時間外労働，安全・衛生，福利厚生制度，社会保険，労働保険，その他の労働条件等
職場の人間関係	セクハラ，パワハラ・嫌がらせ
その他	その他

2 周知月間を中心とした制度・相談会等の周知広報

【紙媒体】

(1) 個別紛争あっせん制度PRポスター等の配布

当労委独自の個別紛争あっせん制度PRポスター，チラシ及びカードを関係機関・関係団体等に配布し，周知広報を依頼した。(継続)

(2) 相談会チラシの配布

QRコードを印刷した相談会チラシを関係機関・労使団体等に配布し，周知広報を依頼した。(継続)

また，労使団体等の会員への相談会チラシ配布や，大型商業施設等への相談会チラシ設置を依頼した。(継続)

◇ 個別あっせん制度PRポスター



◇ 個別あっせん制度PRカード

(表面)



(裏面)



【ホームページ及び携帯電話サイト】

(3) 委員リレーコラム掲載等によるホームページ等の充実

ホームページ及びスマホ・携帯電話サイト内に制度概要や相談会・周知月間等について掲載するとともに、ホームページ上に委員が毎月交替でコラムを掲載した。(継続)

なお、スマホ・携帯電話サイトに直接つながるQRコードを、個別紛争あっせん制度PRポスター・チラシ・カード、相談会チラシ、のぼり旗、委員・職員の名刺等に印刷し、広報の充実を図った。(継続)

(4) 関係機関等ホームページのリンク及び相談会掲載

鹿児島労働局、鹿児島産業保健総合支援センター、連合鹿児島、法テラス鹿児島及び市町のホームページに、当労委（個別紛争あっせん制度）ホームページへのリンク付けがされるとともに、関係機関・労使団体等のホームページに相談会開催情報が掲載された。(継続)

【マスコミ】

(5) 定期相談会、周知月間中の合同相談会や休日相談会については、テレビ局、ラジオ局、新聞社に年間を通じて告知を依頼し、周知広報を行った。(継続)

【県広報媒体】

(6) 県広報媒体による広報

個別紛争あっせん制度や定期相談会について、県政広報テレビ・ラジオ番組による告知を年間を通じて実施した。3年12月にはテレビの告知番組において、相談会の日程等を紹介した。また、令和4年3月には、「新聞インフォメーション」に「労使間のトラブルに関する相談会」について掲載した。(継続)

県広報公式ツイッターとフェイスブックの運用見直しに伴い、3年度から県庁LINEに定期相談会等の情報を掲載した。(新規)

【関係機関等】

(7) 労使団体・関係機関等との連携

関係機関等に対して個別紛争あっせん制度や定期相談会等について周知広報を依頼すると

ともに、労働局やハローワーク、労使団体等に労使紛争に関する相談の当労委への紹介を依頼した。県弁護士会に対しては、県弁護士会レターボックスを活用して、会員に対する労働委員会制度等の周知及び相談者への当労委の紹介を依頼した。(継続)

また、合同相談会(10月5日)の開催に際しては、鹿児島市等に広報を依頼するとともに、労働局、社会保険労務士会、県雇用労政課と連携して合同で相談に対応した。(継続)

(8) 県や市町の広報誌への掲載

県メールマガジンにより市町村広報誌掲載用の原稿を情報提供したほか、県・市の労政担当課発行の広報誌等に労働委員会制度の概要や相談会の掲載を依頼した。(継続)

3 委員による出前講座

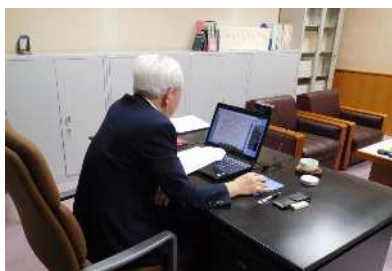
労使紛争の未然防止と労働委員会の認知度向上を図るため、労働者委員や使用者委員が労使団体の会合等の場で、公益委員が大学において、労働委員会制度等についてPRを行った。(継続)

	実施日及び時間	場 所	団体名・対象者	参加者数	講 師 名
公 益 委 員	令和3年10月26日(火) 10:30~12:00	県労働委員会 会長室(WEB開催)	鹿児島大学 法文学部	186人	采女 博文 会長
労働者 委 員	令和3年12月4日(土) 14:50~15:20	ホテルレクストン 鹿児島	鹿児島県労働者福祉 協議会「研修会」	34人	海蔵 伸一 委員
使用者 委 員	令和4年2月15日(火) 13:30~14:00	宝山ホール	県経営者協会 「労務講座」	28人	濱上剛一郎委員
	同年 2月18日(金) 17:00~17:20	ホテルレクストン 鹿児島	県中小企業団体中央会 「組合事務局講習会」	22人	濱上剛一郎委員

※ 新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置が適用されたことなどから、公益委員が対応する高校での講座は、3校全てで中止となった。

また、同じく、労働者委員が対応する地域労働者福祉協議会等での二つの講座と使用者委員が対応する県商工会連合会での講座一つが中止となった。

(1) 公益委員による出前講座



鹿児島大学
(R3.10.26)

(2) 労働者委員による出前講座



鹿児島県労働者福祉協議会
(R3.12.4)

(3) 使用者委員による出前講座



県経営者協会
(R4.2.15)



県中小企業団体中央会
(R4.2.18)

Ⅱ 委員及び事務局職員の資質の維持・向上を図るための方策

毎月第2火曜日に開催している労働問題研究会については、委員が出席する会議における議題の事前検討に加え、鹿児島労働局との意見交換会、外部講師を招いた講演会、中労委作成の論点別調整事件解説集を活用した事例研修などを行った。

さらに、全労委として取り組んでいる公労使委員合同研修をはじめとする全国・九州ブロックの会議・研修に委員が参加（Web開催等）したほか、事務局職員を全国・九州ブロックの会議・研修や個別労働紛争解決研修（全基連）、労働契約等解説セミナー（Web開催、厚生労働省）等に参加させ、資質の向上に努めた。

このほか、事務局職員については、「個別労働関係紛争等に係る勉強会」を実施し、個別労働紛争解決に必要な資質の維持向上に努めた。

○ 労働問題研究会の実施状況

開催年月日	講師	内 容
令和3年 4月13日	事務局職員	・九州労働委員会連絡協議会 議題回答検討
5月11日	事務局職員	・九州労働委員会連絡協議会 議題各県回答の検証 ・九州労働委員会会長会議 議題回答検討
6月8日	事務局職員	・事例研修（懲戒処分と年次有給休暇について）
7月13日	事務局職員	・事例研修（所定労働時間外における労働者の諸活動の労働時間該当性について）
8月10日	事務局職員	・事例研修（未払い賃金等の支払いを求めて争われた事例について）
9月14日	事務局職員	・九州労働委員会公益委員連絡会議 議題回答検討
10月12日	事務局職員	・全国労働委員会連絡協議会総会 議題回答検討
11月9日	事務局職員	・事例研修（能力・勤務態度不良解雇事件について）等
12月7日	事務局職員	・事例研修（退職強要についての慰謝料等を求めて争われた事例について）
令和4年 1月11日	鹿児島労働局職員	・鹿児島労働局との意見交換会
2月8日 (Web開催)	熊本県労働委員会 会長 中内 哲	講 演 「新たな労働環境における労働紛争と労働委員会」

○ 「個別労働関係紛争等に係る勉強会」の実施状況

実施日	内 容	実施日	内 容
4月28日	労働法の体系，労働契約法の概要	10月28日	他都道府県のあっせん解決事例（茨城県，愛知県）
5月27日	労働基準法（体系，総則，労働契約）	11月26日	賃金・労働時間（賞与・退職金請求権）
6月24日	労働基準法（労働契約，賃金，労働時間等）	12月23日	労働相談事例（懲戒解雇，退職勧奨・退職強要等）
7月29日	労働基準法（労働時間，休日及び年次有給休暇，就業規則）	1月27日	コロナ禍に伴う整理解雇が争われた事例
8月26日	パワーハラスメントに係る個別的紛争事例	2月24日	鹿児島労働局と労働委員会委員との意見交換の概要等
9月30日	労働者が損害賠償を負担する割合について争われた事例		

Ⅲ 迅速・的確な審査手続きを充実させるための方策

1 不当労働行為審査事件に係る審査期間の目標

労働組合法第27条の18に基づく審査の期間の目標については，平成24年6月12日に開催した公益委員会議において，公益委員会議申合せ及び公益委員会議決定事項を改正し，1年6月を1年（団交拒否のみの事案については10月）に改め，平成24年7月1日から適用している。

2 不当労働行為の審査の実施状況及び目標の達成状況

令和元年度に新規申立て1件，令和2年度に新規申立て1件あり，いずれも現在係属中である。